

1 日時

開会 令和7年5月7日（水） 午前9時00分

閉会 〃 午前10時25分

2 場所

四万十市役所6階 第一・第二委員会室

3 出席委員の名簿

別紙のとおり

4 委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名

別紙のとおり

5 会議

久保教育長

ただいまから令和7年5月の定例教育委員会を開催します。

本日は教育委員会事務局の教育研究の藤原所長が別用務のため欠席となっています。

次に、署名委員の指名を行いたいと思います。亀谷委員と上村委員にお願いします。

では、まず始めに会議録の承認を行いたいと思います。今回、4月の定例教育委員会の会議録（案）が事務局より送付されていると思います。会議録（案）について、修正等ございましたらご意見等をお願いします。

～各委員より「特になし」の声あり～

久保教育長

特にご意見等がないようですので、4月定例教育委員会の会議録（案）は承認ということとよろしいでしょうか。

～各委員より「異議なし」の声あり～

久保教育長

ご異議がないようですので承認ということでお願いします。

続きまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 3 項に基づき、教育長の事務報告を行います。

(報告内容の概要については、次のとおり)

4 月 6 日	四万十の日スポーツ大会開会式
4 月 7 日	四万十の日実行委員会
〃	課内会議(岡本課長、戸田課長、稲田、指導主事、管理主幹)
4 月 10 日	四万十市制 20 周年 記念式典
4 月 11 日	幡多地教連役員会
〃	令和 7 年度第 1 回教育長会
4 月 14 日	課内会議(岡本課長、戸田課長、稲田、阿部補佐、指導主事、管理主幹)
〃	教育研究所研究員との打ち合わせ
4 月 16 日	子育て支援課との打ち合わせ(保幼小中連携事業について)
4 月 18 日	令和 7 年度 第 1 回高知県教科用図書選定審議会
4 月 21 日	課内会議(岡本課長、稲田、阿部補佐、指導主事、管理主幹)
〃	県立中村中・高等学校長 来庁対応
〃	第 3 1 回四万十川ウルトラマラソン実行委員会
4 月 23 日	令和 7 年度 高知縣市町村教育長会議
4 月 25 日	学校教育課 各事業説明
〃	高知城歴史博物館 館長来庁 対応
〃	授業 DX 第 1 回担当者会(リモート会議)
4 月 28 日	課内会議(岡本、戸田課長、稲田、阿部補佐、指導主事、管理主幹)
4 月 30 日	学校教育課 各事業説明(指導主事・管理主監)
〃	高等学校振興課(課長補佐以下 3 名) 来庁対応
〃	保幼小中連携に係る学校の状況(統括推進リーダーから)
5 月 1 日	高知県教育委員会保健体育課来庁 対応
5 月 2 日	教育委員会 進行レク

以上で報告を終わります。

久保教育長

ただ今の報告について、ご意見等ございませんでしょうか。

～各委員より「特になし」の声あり～

久保教育長

特にないようですので議事に移りたいと思います。

本日の議事は、議案としまして事前に送付した14議案です。第1号議案から第9号議案までは、いずれも学校運営協議会委員の委嘱等についての議案に関連しておりますので一括で審議したいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

～各委員より「異議なし」の声あり～

特にご異議がないようですので、第1号議案から第9号議案までを一括して、事務局より提案内容の説明をお願いします。

稲田学校教育課長補佐

～ 議案書並びに参考資料に基づき提案理由を説明する。～

要旨：第1号議案「四万十市立下田小学校の学校運営協議会委員の委嘱等について」

第2号議案「四万十市立大用小学校の学校運営協議会委員の委嘱等について」

第3号議案「四万十市立利岡小学校の学校運営協議会委員の委嘱等について」

第4号議案「四万十市立具同小学校の学校運営協議会委員の委嘱等について」

第5号議案「四万十市立八束小学校の学校運営協議会委員の委嘱等について」

第6号議案「四万十市立東中筋小学校の学校運営協議会委員の委嘱等について」

第7号議案「四万十市立中筋小学校の学校運営協議会委員の委嘱等について」

第8号議案「四万十市立西土佐小学校及び西土佐中学校の学校運営協議会委員の委嘱等について」

第9号議案「四万十市立中村中学校の学校運営協議会委員の委嘱等について」

上記第1号議案から第9号議案までを一括で説明。共通事項として令和7年度から学校運営協議会の委員の委嘱等の開始時期を4月、5月、6月の年度前半に統一するようにしているため、任期が未到来の委員については辞任申出書を提出していただいて改めて委嘱等を行う旨を説明。今回の提案理由は任期満了によるもの（下田小学校、具同小学校、東中筋小学校、中村中学校）と先ほどの委嘱等の開始時期を5月に合わすもの（大用小学校、利岡小学校、八束小学校、中筋小学校、西土佐小中学校）によるもの。その他、各委員の交代については主に教員や保育士の人事異動に伴うものやPTA役員の交代を反映している。共通事項以外では学校毎に委嘱等の人数、委嘱及び任命期間を説明。

6月の定例教育委員会では、竹島、東山、中村、蕨岡の小学校4校の学校運営協議会の委員の委嘱等を提案する予定で、このことにより全部の市立小中学校運営協議会の委員の委嘱等の開始日が4月から6月の間で統一できるこ

とを説明。

久保教育長

ただいま事務局から説明がありました、第1号議案から第9号議案について、ご意見ご質問等いただきたいと思いますですが何かございませんでしょうか。

～各委員より「特になし」の声あり～

久保教育長

よろしいでしょうか。特にご意見等がないようですので、お諮りしたいと思います。

第1号議案から第9号議案については、原案の通り承認ということでよろしいでしょうか。

～各委員より「異議なし」の声あり～

久保教育長

特にご異議がないようですので、第1号議案から第9号議案については原案のとおり承認ということにいたします。

続きまして、第10号議案「四万十市社会教育委員の任命について」を議題とします。事務局より内容の説明をお願いします。

阿部生涯学習課長補佐

～ 議案書並びに参考資料に基づき提案理由を説明する。～

要旨：第10号議案「四万十市社会教育委員の任命について」

四万十市社会教育委員を構成する役職（中央区校長会長）の交代によるもの。

任命期間は前任者の残任期間とし、令和7年5月8日から令和7年6月5日までとする。

久保教育長

ただいま事務局から説明のありました、第10号議案「四万十市社会教育委員の任命について」、ご意見・ご質問等いただきたいと思いますですが何かございませんか。

～各委員より「特になし」の声あり～

久保教育長

特にご意見等がないようですので、お諮りしたいと思います。

第10号議案「四万十市社会教育委員の任命について」は、原案のとおり承認というこ

とでよろしいでしょうか。

～各委員より「異議なし」の声あり～

久保教育長

特にご異議がないようですので、第10号議案について原案のとおり承認ということにします。

続きまして、第11号議案「四万十市公民館等運営審議会委員の任命について」を議題とします。事務局より内容の説明をお願いします。

阿部生涯学習課長補佐

～ 議案書並びに参考資料に基づき提案理由を説明する。～

要旨：第11号議案「四万十市公民館等運営審議会委員の任命について」

四万十市公民館等運営審議会を構成する役職（中央区校長会長）の交代によるもの。任命期間は前任者の残任期間とし、令和7年5月8日から令和7年6月5日までとする。

久保教育長

ただいま事務局から説明のありました、第11号議案「四万十市公民館等運営審議会委員の任命について」、ご意見・ご質問等いただきたいと思いますですが何かございませんか。

～各委員より「特になし」の声あり～

久保教育長

特にご意見等がないようですので、お諮りしたいと思います。

第11号議案「四万十市公民等運営審議会委員の任命について」は、原案のとおり承認ということとよろしいでしょうか。

～各委員より「異議なし」の声あり～

久保教育長

特にご異議がないようですので、第11号議案について原案のとおり承認ということにします。

続きまして、第12号議案「四万十市図書館協議会委員の任命について」を議題とします。事務局より内容の説明をお願いします。

阿部生涯学習課長補佐

～ 議案書並びに参考資料に基づき提案理由を説明する。～

要旨：第12号議案「四万十市図書館協議会委員の任命について」

四万十市図書館協議会委員を構成する学校関係者（四万十市教育研究所研究員）の人事異動によるもの。任命期間は前任者の残任期間とし、令和 7 年 5 月 8 日から令和 7 年 9 月 30 日までとする。

久保教育長

ただいま事務局から説明のありました、第 12 号議案「四万十市図書館協議会委員の任命について」、ご意見ご質問等いただきたいと思いますが何かございませんか。

～各委員より「特になし」の声あり～

久保教育長

特にご意見等がないようですので、お諮りしたいと思います。

第 12 号議案「四万十市図書館協議会委員の任命について」は、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

～各委員より「異議なし」の声あり～

久保教育長

特にご異議がないようですので、第 12 号議案について原案のとおり承認ということにします。

続きまして、第 13 号議案「四万十市立スケートパーク使用規則の一部を改正する規則について」と第 14 号議案「四万十市立安並運動公園体育施設の管理運営規則の一部を改正する規則について」は関連しておりますので、一括で審議したいと思いますですが、これにご異議ありませんでしょうか。

～各委員より「異議なし」の声あり～

特にご異議がないようですので、第 13 号議案と第 14 号議案まで一括して、事務局より提案内容の説明をお願いします。

伊与田生涯学習課長補佐

～ 議案書並びに参考資料に基づき提案理由を説明する。～

要旨：第13号議案「四万十市立スケートパーク使用規則の一部を改正する規則について」

第14号議案「四万十市立安並運動公園体育施設の管理運営規則の一部を改正する

規則について」

第 13 号議案について、改正の主な理由はスケートパーク施設の使用手続きの簡素化を図るもの。安並運動公園にある他の体育施設の使用手続きと同様の取扱いができるように改正。平成 30 年度のオープン以降、年間利用者数は 3,700 人を超えていたが、令和 4 年度以降は減少傾向となり現在 1,000 人ほどになっている。一因として、スケートパーク利用にのみ義務付けられている年度毎の利用者登録手続き、リストバンドの着用及び返却等の使用手続きが煩雑であり、利用者から簡素化の意見がでていた。このため、四万十市立スケートパーク使用規則から利用者登録の条項を削除、その他、使用の方法、使用の制限、使用者の遵守事項、事故の責任の条項の改正、様式の改正を行うもの。

第 14 号議案について、第 13 号議案に関連して四万十市立スケートパークの使用規則の改正に伴い、他の体育施設と使用の手続きを同様の取扱いとするために使用許可申請書等の様式の変更が主な改正点。この他、体育施設利用の現状の運用に合わせた軽微な変更、使用時間（日の出・日没を時刻に変更）等の改正を行うもの。

久保教育長

ただいま事務局から説明のありました、第 13 号議案と第 14 号議案につきまして、ご意見ご質問等いただきたいと思いますが何かございませんか。

川村委員

「日出から」というところについて 7 時と 8 時があり、「日没」と明記していたところが 19 時と 21 時という時間の差がある理由を教えてください。今までもその時間で使用していたということでしょうか。

伊与田生涯学習課長補佐

そうです。夜 9 時までになっているところは照明施設がありますので 9 時まで可能となっています。それ以外のところは照明がなく暗い中ではできないので夜 7 時までとなっています。朝も日出というのがありますが朝 7 時からと 8 時から、例えば野球場でありましたら野球大会で朝早くから使用するというのがありますので朝 7 時からしております。また、8 からはテニスコートになりますけれども学生が朝練で使っています。

川村委員

わかりました。

町田委員

スケートパークの使用規則の改正について、従前は使用者は満3歳以上、今回使用者は小学生でしょうか。どのような使用制限を設けたのですか。3歳以上にするということは使用規則で変わらないということですか。

伊与田生涯学習課長補佐

まず3歳以上の使用はこのまま変更はありません。議案書26ページから27ページの第2条になりますけれども、27ページの第二項に「使用は満3歳以上とし」ということで3歳以上というのは変わりません。

町田委員

わかりました。もう1点、使用に関してナイトー設備がありながら日没までと使用制限を設けようとした理由はわかりますか。

伊与田生涯学習課長補佐

時間の制限という意味ではなく、表現があいまいでしたので時間を夜9時までにした。

町田委員

スケートパークにはナイトー設備がありますよね。それでも日没までという制限をしていた理由が何かあるのではないかという推測です。日没と言えば夜7時くらいですよね。ただ表現が曖昧過ぎたということですか。一応、夜間使用を制限していたとかではないのですか。

亀谷委員

当初からナイトー設備があったのでしょうか。

伊与田生涯学習課長補佐

はい。これまでも夜9時まで使用はしておりました。

町田委員

当初からナイトー設備があるのに規則では日没までですよね。その理由は何か。それは整合性が取れていなかったということでしょうか。

伊与田生涯学習課長補佐

そうです。

町田委員

わかりました。

久保教育長

テニスコートですが、野球場は朝7時から使えますよね。テニスコートは子どもたちの朝練のためにというのは、朝8時までは朝練で使えるということですか。

伊与田生涯学習課長補佐

8時からです。

川村委員

8時からの朝練は、学校が始まるまでの30分くらいしかできないということにはならないですか。今までも朝8時からですので利用開始時間を変える要望はなかったのですか。

戸田生涯学習課長

就業前ではなく、土日利用です。

久保教育長

テニスコートは結構人気があると聞きました。例えば夏に高校生が朝8時から練習で使用するとして、一般の方から子どもが練習する前に朝7時から8時までの1時間だけでも使いたいという要望ありませんか。

戸田生涯学習課長

今のところはありません。音が結構出ますのであまり深夜とか早朝にやると地域の方からも実際にお声があつたりしています。もしそういった時間を確保するのであれば、子どもたちのクラブ時間にとっている時間がかなりありますので、そちらの時間を削る方向になると思います。

久保教育長

わかりました。他にご意見ご質問等ありませんでしょうか。

町田委員

スケートパークとその他の雨天の場合の取り扱いですが、38ページに休日及び雨天を除くとあります。野球場とスケートパークにありますよね。規則では雨天の使用制限とかは謳っていませんか。

伊与田生涯学習課長補佐

スケートパークの使用規則には謳っていません。使用基準の32ページになります。使用時の注意事項に、雨天の場合には使用を禁止する場合がある。と載せています。

町田委員

危険が伴いますので雨天の場合は一定使用を制限するということですね。

久保教育長

他にありませんか。

川村委員

最近は雷などの事故がありますが、雨天時の使用の判断は使用者に任せているような状況ですか。それとも運営の方で注意報等が出た場合に使用禁止等を出すといったことになるのでしょうか。

戸田生涯学習課長

今、安並は指定管理者制度でスポーツ協会が施設を管理しております。手元に資料がないのでわからないのですが、基本的には管理者に責任はあろうと思いますが、注意報ではなく警報が出た場合には一定周知を図っていくことになると思います。それ以外、もしくは積乱雲が出て最近ニュースになるような状況になったときは、最終的には市の方で判断になると思いますけれど、やはり主催者の方も一定配慮は必要だと思います。

久保教育長

他にご意見ご質問ありませんか。

町田委員

施行日が公布の日からになっていますが、特段周知期間を設けなくてもいいのですか。

戸田生涯学習課長

規制緩和ですので周知期間は設けません。すでに登録している方々についてはダイレクトに手紙を送りまして制度の改正について通知をする予定です。新規で来られる方については新制度でやりますので不具合はないと考えています。登録者には全員通知します。

町田委員

わかりました。

久保教育長

他にご意見等がないようですので、お諮りしたいと思います。

第13号議案「四万十市立スケートパーク使用規則の一部を改正する規則について」と第14号議案「四万十市立安並運動公園体育施設の管理運営規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

～各委員より「異議なし」の声あり～

久保教育長

特にご異議がないようですので、第13号議案と第14号議案については原案のとおり承認ということにします。

以上を持ちまして、本日の議事を終了とさせていただきます。

久保教育長

小休とします。

(午前9時48分 小 休)

次に、その他としまして各課からの行事報告、行事予定を行いたいと思います。

・各課等の行事報告、行事予定報告

(午前10時07分 再 開)

久保教育長

正会します。

次に6月の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。事務局から提案をお願いします。

稲田学校教育課長補佐

6月の定例教育委員会は5日木曜日の午前10時からとさせていただき、会場につきましては、市役所6階のここ第一・第二委員会室で開催したいと思います。

久保教育長

次回の6月の定例教育委員会は、5日木曜日の午前10時からとさせていただき、会場につきましては、市役所6階のここ第一・第二委員会室で開催ということによろしいでしょうか。

～各委員より「はい」の声あり～

久保教育長

それでは6月の定例教育委員会は、6月5日木曜日の午前10時から市役所6階第一・第二会議室で開催ということにします。

そのほか、教育委員さんから何かございませんか。なければ、事務局からお願いします。

【学校教育課：深原指導主事】

・令和6年度市立小学校・中学校卒業生進路について

要旨：令和6年度の市立小学校卒業生246名、市立中学校卒業生218名の進路状況について説明。

久保教育長

令和6年度市立小学校と中学校卒業生進路についてご意見ご質問等はないでしょうか。

～各委員より「なし」の声あり～

久保教育長

次に生涯学習課をお願いします。

【生涯学習課：戸田課長】

・第31回ウルトラマラソンについて

要約：今年度の開催が決定しそれに基づくパンフレットを作成。基本的には前年度どおりであるが、主な変更点は参加料を2,000円上げることになった。これは人件費や物件費、各種契約の経費が上がっている状況がある。これまでの収入では安定的な運営が賄えない。本年度は430万円ほど不足する状態になる。昨年度は見積額を上回る請求があったこともあり、歳入歳出の考え方を改める必要があった。収支のバランスを検討した結果、今年度は昨年度実施した委託契約に対して一律130%で事業費を仮定して歳出を組む。その不足分を参加料で賄う。企業側で値上げが無い場合はその分が歳出不要になりお金が余る状況になる可能性もある。その場合は基金に繰り入れを行うことを考えている。市の補助金について財政当局は基本上げないという方針ではあるが、昨年度は第30回記念大会ということもあり6%の増であった。今年度も6%増をお願いして継続しており例年よりは補助金は多いが、それでも不足するため参加料を上げさせていただいた。

久保教育長

生涯学習課の説明について意見ご質問はありませんか。

町田委員

参加料について 100 km マラソンはサロマがあります。他に龍馬マラソンとか全国のマラソンと比べて参加料はどうなのでしょう。

戸田生涯学習課長

参加料は今回の額を決定するにあたって全国的な状況を調べました。特にウルトラマラソンの参加料が比較の対象になりますので一定調べたところではありますが、グループ的には2万円前後の高額帯にあります。昨年度の結果でいえばうちの22,000円は上位2位くらいにはなります。ただ本年開催する大会から調べますとどの大会も値上げをしている状況がありますので、グループ的には高額帯ではありますが、とびぬけて高いということではないです。高額という言い方が42.195 kmなども含めた高額帯ですが、ウルトラマラソンについては平均的な価格設定になっています。

町田委員

もう1点、委託料について後から高額の請求が来たというのは何か事情があったのですか。

戸田生涯学習課長

一番メインの大会運営に係る契約ところで、春に当初の見積書を貰って11月の請求では数百万増えていたという経過があります。内容としては教育委員会としても見込み不足なところもありましたが、ジャンパーが急遽不足した件がありました。数百枚単位で急遽追加で製造した分が見積りしきれていませんでした。運営を委託した業者も業者間で多くの業務委託を結んでいますので、そういったところから上がってくる分が見込み以上に請求が多かったということです。

町田委員

要は変更契約をせずに実施しているということで、実行委員会の事務の取り方の問題になるのではないのでしょうか。契約金額を提示されて実行委員会が契約を結んでいるわけですよね、追加があったら契約変更が伴いますよね。それをせず後から請求という行政手続きはありませんよね。事務手続きを含めて実行委員会が事前に協議をしたうえで、どうしても足らなければ補助金を増額するとか、たまたま足りたので良かったということではいけないと思います。

戸田生涯学習課長

実際はボランティアの受付の日にジャンパーが足りないことが発生して急遽その場で追加発注をしたところでした。そこでは契約変更等の概念がありませんでした。結果それが増額の要因でもありましたし、大会終了後の請求の時点で運営を委託した業者が委託

した事業に増額が散見されました。結果的に運営委託した業者の委託費が上がったということがあります。

町田委員

経費節減でジャンパーを持っている人はそれを使っていただくということになっていますが、それでも急遽必要になったのですか。

戸田生涯学習課長

1枚1枚確認はしていませんが、昨年は中村高校が中間試験外でしたので多くのボランティアの参加がありました。学生に対しては毎年回収していませんのでボランティアが想定以上にあったということもありました。毎年ジャンパーを希望する方も事実おられます。そういったロスもあります。

町田委員

ジャンパーの数量が把握しきれないところがあるということですね。

戸田生涯学習課長

準備はしていましたが、中村高校だけでも想定した以上に出たということでした。

町田委員

わかりました。

久保教育長

他に委員からありませんか。

～各委員より「なし」の声あり～

ないようですので、以上で本日の定例教育委員会を閉会します。

午前10時25分 散会

四万十市教育委員会出席者名簿

1 会議名

令和7年5月定例委員会

2 日時

令和7年5月7日（水） 午前9時00分～午前10時25分
（休会：午前9時48分～午前10時07分）

3 場所

四万十市役所6階 第一・第二委員会室

4 出席者

《教育委員》

職 名	氏 名	出欠	備 考
教 育 長	久 保 良 高	出	
委 員	町 田 義 彦	出	
委 員	上 村 賀 予	出	
委 員	川 村 美佐里	出	
委 員	亀 谷 文 裕	出	

《事務局職員》

学 校 教 育 課 長 （岡 本 寿 明）
生涯学 習 課 長 （戸 田 裕 介）
生涯学 習 課 長 補 佐 （阿 部 一 仁）
生涯学 習 課 長 補 佐 （伊与田 恭 子）
西土佐教育分室長 （梶 原 秀 紀）
指 導 主 事 （深 原 純 一）
学校教育課管理主幹 （池 谷 亜 紀）
学校教育課長補佐 （稲 田 智 洋）